

国家戦略特別区域基本方針の一部変更（案）について

令和 8 年 3 月

1. 変更の趣旨

「令和 8 年度税制改正の大綱」（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）を踏まえ、国家戦略特区に係る課税の特例措置の期限について、所要の変更を行うもの。

2. 変更の内容

下記の課税の特例措置について、適用期限の延長を行う。

ア 国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置

国家戦略特区内において、「国際」・「医療」分野における認定区域計画に定められた特定事業を行うために、機械・建物等を取得してその事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

⇒適用期限を 2 年間延長（令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）

イ 国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対する所得控除

国家戦略特区内において、国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、「IoT」・「医療」分野における新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業を行うスタートアップ企業等について、事業所得の控除ができる制度。

⇒適用期限を 2 年間延長（令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）

国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

下線：変更箇所

変 更 案	現 行
<p>第六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 税制上の支援措置</p> <p>①国家戦略特区における課税の特例措置の趣旨及び概要</p> <p>国家戦略特区において、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下の課税の特例措置を講ずる。</p> <p>ア) 特別償却・投資税額控除</p> <p>認定区域計画に定められた実施法人が、法附則第1条第1号に定める日から令和10年3月31日までの期間内に、施行規則第1条第1号又は第2号に掲げる事業（注）を行うために設備等を取得等して当該事業の用に供した場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の10及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、特別償却又は税額控除（法人住民税及び事業税については特別償却）を認める特例措置を適用できる。</p> <p>(略)</p> <p>イ) 法人の所得に対する課税の特例</p> <p>国家戦略特区の指定の日以後に設立され、同区域内に本店又は主たる事務所を有し、専ら施行規則第11条の2に規定する特定事業を営む法人であって、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成28年法律第55号）の施行の日から令和10年3月31日までの間に国家戦略特別区域担当大臣の指定（当該法人設立の日から5年を超えない範囲内で有効期間を付するものとする。）を受けたものについては、その有効期間内に終了する事業年度において、租税特別措置法第61条及び地方税法に基づき、法人所得についての課税の特例を適用できる。</p>	<p>第六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 税制上の支援措置</p> <p>①国家戦略特区における課税の特例措置の趣旨及び概要</p> <p>国家戦略特区において、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下の課税の特例措置を講ずる。</p> <p>ア) 特別償却・投資税額控除</p> <p>認定区域計画に定められた実施法人が、法附則第1条第1号に定める日から令和8年3月31日までの期間内に、施行規則第1条第1号又は第2号に掲げる事業（注）を行うために設備等を取得等して当該事業の用に供した場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の10及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、特別償却又は税額控除（法人住民税及び事業税については特別償却）を認める特例措置を適用できる。</p> <p>(略)</p> <p>イ) 法人の所得に対する課税の特例</p> <p>国家戦略特区の指定の日以後に設立され、同区域内に本店又は主たる事務所を有し、専ら施行規則第11条の2に規定する特定事業を営む法人であって、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成28年法律第55号）の施行の日から令和8年3月31日までの間に国家戦略特別区域担当大臣の指定（当該法人設立の日から5年を超えない範囲内で有効期間を付するものとする。）を受けたものについては、その有効期間内に終了する事業年度において、租税特別措置法第61条及び地方税法に基づき、法人所得についての課税の特例を適用できる。</p>

※ 「所得税法等の一部を改正する法律案」の公布の時期に応じて必要な措置を講ずることとする。